

大阪府育英会予約奨学生の募集



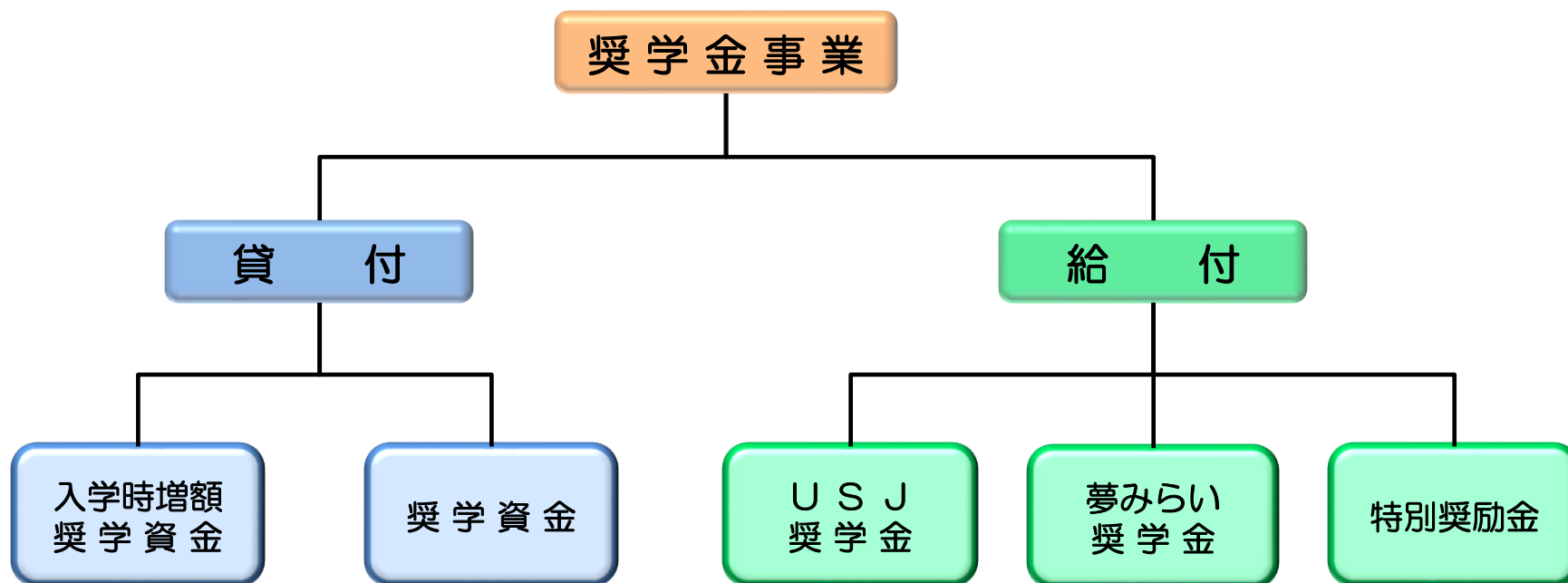
公益財団法人 大阪府育英会

令和 5年 8月

生徒・保護者さま向け

事業目的

大阪府内に住所を有する者の保護する学生・生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学困難な者に、奨学金の貸付その他奨学上必要と認める事業等を行うことにより、教育の機会均等に寄与するとともに、次代の社会を担う有用な人材の育成に資することを目的とし、この目的を達成するために奨学金の貸付・給付を行っています。



貸付の種類

～ 無利子の貸付です ～

入学時増額奨学資金

※予約募集のみ申込可

高校等（中等教育学校の後期課程を除く）への入学時に必要な経費の支払いに充てるため、入学前に貸付する学資

奨学資金

高校等の授業料及びその他修学に必要な経費の支払いに充てるため、在学中に貸付する学資

募集の種類 および 募集の時期

予約募集

※中学校を通じて募集



← 今回の募集です。

- ・募集時期：中学3年生の秋頃（9月上旬～10月上旬）

在学募集

※高校等を通じて募集

- ・募集時期：高校在学中の春（4月中旬～5月上旬）

奨学金は貸付金です！卒業後は必ず返還しなければなりません。
返還したお金は後輩のための奨学金になります。確実に返還してください。

予約奨学生の制度とは？

高等学校等へ進学を希望する生徒^(*)が「進学前」に在学する中学校を通じて奨学金貸付の予約をする制度です。

(*) 中学3年生及び既に中学校を卒業したが高等学校等に進学していない者

- 高等学校等へ進学後も『在学募集』による奨学資金の申込み機会がありますが、入学時増額奨学資金の申込みは今回限りとなります。
- 進学に際し経済的な不安を持たれている方は、この機会に必ず申込みください。奨学資金を借りる必要がなくなった場合は、いつでも辞退できます。
(借入手続き書類を提出しなければ、自動的に辞退したものとみなします。)

申込資格

(1) 令和6年4月に学校教育法による次の学校へ進学を希望する者

- ・高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校
- ・専修学校(高等課程) (ただし修業年限1年以上の学科)

注) 中等教育学校の後期課程は、「入学時増額奨学資金」の貸付対象外です。

(2) 保護者(父母等)が大阪府内に住所を有すること

保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。

保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。

【在留資格】

- ・永住者
- ・日本人の配偶者等
- ・永住者の配偶者等
- ・定住者(※)

(※) 定住者については、将来日本に永住する意思のない方は、申込資格がありません。

永住の意思確認のため、当会所定の『誓約書』の提出が必要となります。

該当される場合は、「令和6年度予約奨学生募集について」に掲載している「誓約書」を添付してください。

なお、これ以外の在留資格(「家族滞在」・「留学」等)の場合は申込できません。

申込資格

(3) 以下の算式により算出された所得判定額（保護者合算）が次のとおりであること

【算式】 市町村民税の課税標準額 × 6 % - 市町村民税の調整控除の額 = 所得判定額

（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）

* 令和4年の収入に基づく令和5年度の課税標準額、調整控除の額です。

奨学金区分	学校区分	所得判定額	年収めやす（※）
入学時増額奨学資金	国公立・私立とも	154,500 円未満	590 万円未満
奨学資金	国公立	251,100 円未満	800 万円未満
	私立	347,100 円未満	1,000 万円未満

（※）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

※ 注意※

収入証明書は令和5年度（直近）のものです。

お間違えの無いようにしてください。

保護者全員のものが必要です。 但し、配偶者控除が適用されている場合は、配偶者の証明書は不要です。）

「課税標準額」・「調整控除」とは？

● 課税標準額

住民税の計算の基礎となる金額です。具体的には、総合課税分の総所得金額、分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得、株式等の譲渡所得、先物取引に係る雑所得等、山林所得及び退職所得の金額から、所得控除金額を差し引き、千円未満を切り捨てた額が該当します。特別徴収税額決定通知書や課税証明書においては、「課税標準額」、「課税総所得金額」等と記載されています。

● 調整控除

平成19年度に実施された国から地方への税源移譲に伴う所得割額の税率変更によって、所得税と個人市(町村)民税・府民税の人的控除額に差があることから、変更後の税率をそのまま適用すると、個人市(町村)民税・府民税を合わせた税額が増加する場合があります。

そのため、人的控除額の差額の合計額に応じて、所得割額から税額を差し引くことにより税負担が増加しないように調整するものです。

調整控除額の計算方法

・合計課税所得金額^(注1)が200万円以下の方

次の1または2のいずれか少ない金額 × 5% (市民税3%・府民税2%)

- 1 人的控除額の差額の合計額 (注2)
- 2 個人市・府民税の合計課税所得金額

・合計課税所得金額^(注1)が200万円超の方

$$\frac{\{\text{人的控除額の差額の合計額} - (\text{合計課税所得金額} - 200\text{万円})\}}{\text{(注3)}} \times 5\% \text{ (市民税3\%・府民税2\%)}$$
 (注2)

(注1) 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です。

(注2) 政令指定都市の大阪市・堺市の場合は、市民税4%・府民税1%の内訳となります。

(注3) { } 内の額が50,000円未満の場合は、50,000円として計算します。

※ 政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で課税標準額などを確認することができます。
(利用にあたっては、マイナンバーカードが必要です。)

<参考> 「課税標準額」・「調整控除の額」の確認方法

2. 給与収入以外の方（自営業者など）

● 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書

令和5年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書

この通知書で納める税額(普通課税税額)の年額別の納付額及び納期

期別	税額(円)	充当額(円)	差引納付額(円-)	納期
第1期	円	円	円	令和5年3月31日
第2期	円	円	円	令和5年6月30日
第3期	円	円	円	令和5年9月30日
第4期	円	円	円	令和5年12月31日

令和5年度 市民税・府民税課税明細書(その1)

所得金額、課税標準額及び算出所得割額の内訳

所得区分	所得金額	課税標準額	算出所得割額
雑所得	円	円	円
退職所得	円	円	円
配当所得	円	円	円
譲渡所得	円	円	円
山林所得	円	円	円
雑所得	円	円	円
合計	円	円	円

算出所得割額の合計①

課税標準額

所得区分	課税標準額	特別控除額	課税標準額(課税所得金額)
雑所得	円	円	円
退職所得	円	円	円
配当所得	円	円	円
譲渡所得	円	円	円
山林所得	円	円	円
雑所得	円	円	円
合計	円	円	円

算出所得割額の合計①

(その2)

令和5年度 市民税・府民税課税明細書(その2)

市民税・府民税額の内訳

算出所得割額の合計①	市民税	府民税	合計
円	円	円	円
調整控除額②	円	円	円
配当控除額③	円	円	円
住宅借入金等特別税額控除額④	円	円	円
寄附金税額控除額⑤	円	円	円
外国税額控除額⑥	円	円	円
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額⑦	円	円	円
差引所得割額(①-⑧)⑨	円	円	円
均等割額⑩	円	円	円
年税額(⑨+⑩)⑪	円	円	円

調整控除額

<参考> 「課税標準額」・「調整控除の額」の確認方法

3. 前記1及び2の証明書が提出できない方、住民税が非課税の方

● 市民税・府民税証明書〔大阪市の例〕

The diagram illustrates the process of identifying key tax information on the certificate. It points to the '課税標準額 (計)' (Total Tax Standard Amount) in the '課税標準額 (円)' section, labeled as ①. It also points to the '調整控除額 (円)' (Adjustment Deduction Amount) in the '調整控除額 (円)' section, labeled as ②. A callout box explains that for designated cities like Osaka, the '調整控除額' column includes a 3/4 multiplier for the standard tax rate-based amount and other deductions. A final callout box notes that the certificate format varies by city/town/village.

令和5年度市民税・府民税証明書
(令和4年中の所得証明書)

納税義務者
住所
令和4年1月1日現在
住所(所在地)
氏名

市民税・府民税額(円)

課税標準額(計)

調整控除額(円)

調整控除額

3/4を乗じた額

※ 政令指定都市の大阪市・堺市の場合、「(参考) 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額及び税額控除額」の欄に3/4を乗じた調整控除額も併せて表示されています。

お住いの市町村によって様式が異なります。
必ず、「課税標準額」・「調整控除の額」が表示された証明書の
交付を受けてください。
詳細は発行元の市町村にご確認ください。

貸付限度額

入学時増額奨学資金

- ・国公立 5万円以内（通信制課程も同額）
- ・私立 25万円以内（通信制課程は15万円以内）

奨学資金

所得判定額	年収めやす (※1)	貸付限度額（年額）	貸付対象区分
251,100円未満	800万円未満	（その他教育費） 授業料実質負担額（※2） + 10万円 （授業料実質負担額（※）が無償となる場合、限度額は10万円です。）	国公立・私立 とも可
251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	授業料実質負担額（※2） （注）24万円を上限（※3）	私立のみ可

（※1）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

（※2）授業料実質負担額とは、学校の授業料年額から国の就学支援金、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

（※3）府内の私立高校等に進学する生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯で、所得判定額（保護者合算）が251,100円以上304,200円未満（年収めやす800万円以上910万円未満）に該当し大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額

・生徒本人のみ1人の子どもを扶養する世帯

【全日制・授業料 60万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円		授業料実質負担額 <上限 24万円>	
所得判定額 (保護者合算額)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護 非課税 154,500円未満 	154,500円以上 251,100円未満	251,100円以上 304,200円未満	304,200円以上 347,100円未満
年収めやす(*)	590万円未満	590万円以上 800万円未満	800万円以上 910万円未満	910万円以上 1,000万円未満
授業料	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
国の就学支援金 (A)	▲ 396,000円	▲ 118,800円	▲ 118,800円	0円
府の授業料支援補助金 (B)	▲ 204,000円	▲ 281,200円	0円	0円
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 600,000円	▲ 400,000円	▲ 118,800円	0円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	0円	200,000円	481,200円	600,000円
奨学資金貸付限度額	100,000円	300,000円	240,000円	
入学時増額奨学資金 申込の可否	可(O)	不可(X)		

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額

・生徒本人を含めて2人の子どもを扶養する世帯 (※1)

【全日制・授業料 60万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円		授業料実質負担額 <上限 24万円>	
所得判定額 (保護者合算額)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護 非課税 154,500円未満 	154,500円以上 251,100円未満	251,100円以上 304,200円未満	304,200円以上 347,100円未満
年収めやす (*)	590万円未満	590万円以上 800万円未満	800万円以上 910万円未満	910万円以上 1,000万円未満
授業料	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
国の就学支援金 (A)	▲ 396,000円	▲ 118,800円	▲ 118,800円	0円
府の授業料支援補助金 (B)	▲ 204,000円	▲ 381,200円	▲ 181,200円	0円
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 600,000円	▲ 500,000円	▲ 300,000円	0円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	0円	100,000円	300,000円	600,000円
奨学資金貸付限度額	100,000円	200,000円	<u>100,000円</u> (※2)	240,000円
入学時増額奨学資金 申込の可否	可 (○)	<u>不 可 (×)</u>		

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

(※1) 年度末年齢が19歳（高校生は除く）以上の場合は、大学等において教育を受けている学生に限ります。

なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校卒業後1年間は人数に含めます。

(※2) 府内の私立高校等に進学する生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯で、所得判定額（保護者合算）が251,100円以上304,200円未満（年収めやす800万円以上910万円未満）に該当し大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額

- ・生徒本人を含めて3人以上の子どもを扶養する世帯 (※1) 【全日制・授業料 60万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円		授業料実質負担額 <上限 24万円>	
所得判定額 (保護者合算額)	・生活保護 ・非課税 ・154,500円未満	154,500円以上 251,100円未満	251,100円以上 304,200円未満	304,200円以上 347,100円未満
年収めやす (*)	590万円未満	590万円以上 800万円未満	800万円以上 910万円未満	910万円以上 1,000万円未満
授業料	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
国の就学支援金 (A)	▲ 396,000円	▲ 118,800円	▲ 118,800円	0円
府の授業料支援補助金 (B)	▲ 204,000円	▲ 481,200円	▲ 381,200円	0円
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 600,000円	▲ 600,000円	▲ 500,000円	0円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	0円	0円	100,000円	600,000円
奨学資金貸付限度額	100,000円	100,000円	貸付対象外 (※2)	240,000円
入学時増額奨学資金 申込の可否	可 (○)	不可 (×)		

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。

(※1) 年度末年齢が19歳(高校生は除く)以上の場合は、大学等において教育を受けている学生に限り、
なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校卒業後1年間は人数に含めます。

(※2) 府内の私立高校等に進学する生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯で、所得判定額(保護者合算)が251,100円以上304,200円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)に該当し大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外・大阪府外の学校に進学した場合の貸付限度額

【全日制・授業料 45万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円		授業料実質負担額 <上限 24万円>	
所得判定額 (保護者合算額)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護 非課税 154,500円未満 	154,500円以上 251,100円未満	251,100円以上 304,200円未満	304,200円以上 347,100円未満
年収めやす(*)	590万円未満	590万円以上 800万円未満	800万円以上 910万円未満	910万円以上 1,000万円未満
授業料	450,000円	450,000円	450,000円	450,000円
国の就学支援金 (A)	▲ 396,000円	▲ 118,800円	▲ 118,800円	0円
府の授業料支援補助金 (B) <u>(対象外)</u>	—	—	—	—
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 396,000円	▲ 118,800円	▲ 118,800円	0円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	54,000円	331,200円	331,200円	450,000円
奨学資金貸付限度額	154,000円	432,000円 (※1)	240,000円	
入学時増額奨学資金 申込の可否	可 (○)	不 可 (×)		

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。

(※1) 限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

募集及び申込みに必要な関係書類を 8月中旬に「育英会」から「各中学校」へ送付しています。

書 類 名		備 考
予約奨学生募集のポスター		学校内に掲示
予約奨学生の募集について（チラシ）		生徒全員に配布
（セット内容）	予約奨学生（奨学金）申込みのしおり	申込希望者に配付
	予約奨学生申込みのしおり	
	予約奨学生申込書（3連式）	
	申込書記入例（両面刷り）	
	別 表（両面刷り）	
	Q & A 一覧	
	別 紙（両面刷り）	

◎申込希望者の方は、学校で『予約奨学生（奨学金）申込みのしおり』を
もらってください。

令和6年度 予約奨学生（奨学金）申込みのしおり

公益財団法人 大阪府育英会
〒534-0026 大阪府東淀川区扇町6番20号
電話時間 平日 9:00～17:30
ホームページもご覧ください▶▶▶ 大阪府育英会 (注) 電話番号は、おかけ間違いのないよう記載しています。

お問い合わせ先
採用 貸付課
TEL 06-6357-6272
FAX 06-6358-2063

1 制度の概要
高等学校等へ進学を希望する生徒で、向学心に富みながら経済的理由により移学が困難な方に対し、選挙権に奨学金貸付金を交付する制度です。
なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子です。

2 奨学金の種類
・入学特種奨学金
高等学校等（中等教育学校の後期課程を除く）への入学時に必要な経費の支払いに充てるため、入学時に支払う予定
・奨学金
高等学校等の授業料及びその他修学に必要な経費の支払いに充てるため、在学中に支払う予定

※※ 入学特種奨学金の申込みは、今日の募集に限りです。※※
高等学校等への進学に差し支障のない方は、今日の募集で必ず申込みください。
(申込み、借入が紛属でなくかつ滞りなく進捗します。)

3 申込資格
1. 令和6年4月に学校教育法による次の学校へ進学を希望する者
(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校
(2) 専修学校の高等課程（ただし修業年限1年以上の学科）
(注) 中等教育学校の後期課程は、「入学特種奨学金」の交付対象外です。
2. 保護者（父母等）が大阪府内に住所を有すること
保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人を行い、保護者がいない場合は、進学を希望する生徒の生計を支え、かつ学費を負担する者をいいます。
保護者が外国籍の方の申込みについては、次の記載事項が必要となります。
【在留資格】・永住者 ・日本人の配偶者等 ・定住者(中)
【印 鑑】については、得業日本に居住する意思のない方は、申込資格がありません。
3. 保護者（父母等）について、以下の【算式】により算出された次のとおりであること。
(令和5年度の住民税課税標準額等による保護者合算の額)
【算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の課税控除の額 = 所得対立額
※ 所得対立額は、所得控除額に課税標準額を乗じた金額に、所得控除額を加えた金額です。
(※ 課税標準額、所得控除額の算定方法については、申込書A面の裏面を参考にしてください。)

区 分	進 学 先	所得対立額	年間の学費(円)
奨 学 金	国立・私立	154,500円未満	580万円未満
	私立	251,100円未満	800万円未満
奨 学 金	国立	347,100円未満	1,000万円未満
	私立		

(注) 算出の単位は、保護者の1人から1人が親で、子ども2人(1人親は1人、1人親未満1人)とする。

＜セット内容＞

- ・予約奨学生(奨学金)申込みのしおり
- ・予約奨学生申込書
- ・申込記入例
- ・別 表
- ・Q&A一覧
- ・別 紙

しおりの2ページ目に学校への提出期限を記入する箇所があります。
忘れないように必ず記入し、**期限までに学校へ提出**してください。

5 申込手続き ～申込みから貸付までの流れについては、別紙 参照～

提出書類

- ① 予約奨学生申込書
- ② 保護者の収入に関する証明書（申込書C票とA票の裏面の見本を参照して提出してください。）
- ③ 生徒本人及び保護者の住民票（申込書C票の裏(重要)【住民票提出における注意事項】をよく確認のうえ提出してください。）
- ④ 生徒本人名義の通帳またはキャッシュカード等のコピー
(申込書B票とその裏面の見本を参照して提出してください。)

※ 提出書類の不足や不備がある場合は、受付できません!
※ 申込書記載の住所と住民票の住所が異なる場合は、専断書の提出が必須です!

提出期限 在学(出身)中学校が指定する期日(期限厳守)
【 学校 提出 期 限 : 月 日 ()

提出先 在学(出身)中学校

※提出期限厳守※

- ◎必ず以下の点を確認し、**期限までに学校に**提出してください。
点検箇所・方法等については、次のページ以降を参照してください。

提出書類の確認について

I. 申込書の必要事項がすべて記入されているか。

II. 申込書 票に必要書類がすべてのり付けされているか。

- ①保護者の収入に関する証明書等
- ②生徒本人および保護者の住民票
- ③生徒本人の通帳のコピー
- ④その他の書類
（「ひとり親家庭医療証」のコピーや事情書など）

1. 申込書の必要事項がすべて記入されているか。

記入例 を参照に、記入漏れや記入間違いがないか確認をお願いします。

A 注) 別紙「記入例」を参照のうえ、記入してください。
～令和6年度 大阪府育英会予約奨学生申込書～

公益財団法人大阪府育英会 理事長 様
公益財団法人大阪府育英会の「予約奨学生（奨学金）申込みお申し込み」の記載内容に同意のうえ、
令和6年度大阪府育英会予約奨学生に申込みます。
この申込書は、必ず「黒のボールペン」で各自が自費で記入してください。

入学年月日 年 月 日

生体本人記入欄

氏名(姓) 氏名(名) (フリガナで記入してください) *姓は姓と名を別々に記入してください

性別 男 女

生年月日 年 月 日

申込者名(養育者)

氏名(姓) 氏名(名) (フリガナで記入してください)

性別 男 女

生年月日 年 月 日

住所(〒) 市区町村 番 号 丁目 番 号 番地

電話番号(市区外) 市区外 市区内

Eメール(フリガナ) フリガナ

親戚等連絡先(公費)として、親戚以外の場合は、事務担当者に宛じた連絡の住所が希望です。

氏名(姓) 氏名(名) (フリガナで記入してください)

性別 男 女

生年月日 年 月 日

住所(〒) 市区町村 番 号 丁目 番 号 番地

電話番号(市区外) 市区外 市区内

Eメール(フリガナ) フリガナ

本人記入欄

生年月日 年 月 日

性別 男 女

住所(〒) 市区町村 番 号 丁目 番 号 番地

電話番号(市区外) 市区外 市区内

Eメール(フリガナ) フリガナ

親戚等連絡先(公費)として、親戚以外の場合は、事務担当者に宛じた連絡の住所が希望です。

氏名(姓) 氏名(名) (フリガナで記入してください)

性別 男 女

生年月日 年 月 日

住所(〒) 市区町村 番 号 丁目 番 号 番地

電話番号(市区外) 市区外 市区内

Eメール(フリガナ) フリガナ

学校使用欄

B 注) 別紙「記入例」を参照のうえ、記入してください。(実行番号)

希望する奨学金の種類

① 入学時奨学金委員会と奨学金委員会の両方 <同定額>
 ② ①のみの方法を選択したい(※) <同定額に減額希望>
 ③ 奨学金委員会のみ

申込口座番 本特種に正確に記入してください。誤りがあれば返金が行われる場合があります。

生体本人名義で、姓(姓)・氏名(姓)又は下記の口座(口座名義)のいずれかの口座番号を正確に記入し、通帳宛先キャッシュカード等のコピーを⑤に貼付してください。(※通帳写)

口座名義(姓) 氏名(名)

住所(〒) 市区町村 番 号 丁目 番 号 番地

電話番号(市区外) 市区外 市区内

Eメール(フリガナ) フリガナ

④ゆうちょ銀行の場合

ゆうちょ 支店番号(右側記入)

⑤併行の場合(両方の銀行のいずれか)

併行銀行(姓) 氏名(名)

支店番号 支店名 口座番号(右側記入)

三井住友 住友 かんぽ 協和 西京 山形 北信

0000 0000 0010 0100 0100 0100

～アンケートにご協力ください～

奨学金が記入してください。奨学金の種類は①～③で記入してください。

問1. 大阪府育英会予約奨学金を知っていますか？
 ① 全く知りません
 ② 知っています

問2. このように知りませんか？(奨学金の種類)
 ① 大阪府育英会予約奨学金
 ② 奨学金委員会の奨学金
 ③ 大阪府・市町村の奨学金
 ④ 奨学金委員会の奨学金
 ⑤ 大阪府・市町村の奨学金
 ⑥ その他

ご協力ありがとうございます。

記入例

A 注) 別紙「記入例」を参照のうえ、記入してください。
～令和6年度 大阪府育英会予約奨学生申込書～

公益財団法人大阪府育英会 理事長 様
公益財団法人大阪府育英会の「予約奨学生（奨学金）申込みお申し込み」の記載内容に同意のうえ、
令和6年度大阪府育英会予約奨学生に申込みます。
この申込書は、必ず「黒のボールペン」で各自が自費で記入してください。

入学年月日 年 月 日

生体本人記入欄

氏名(姓) 氏名(名) (フリガナで記入してください) *姓は姓と名を別々に記入してください

性別 男 女

生年月日 年 月 日

申込者名(養育者)

氏名(姓) 氏名(名) (フリガナで記入してください)

性別 男 女

生年月日 年 月 日

住所(〒) 市区町村 番 号 丁目 番 号 番地

電話番号(市区外) 市区外 市区内

Eメール(フリガナ) フリガナ

親戚等連絡先(公費)として、親戚以外の場合は、事務担当者に宛じた連絡の住所が希望です。

氏名(姓) 氏名(名) (フリガナで記入してください)

性別 男 女

生年月日 年 月 日

住所(〒) 市区町村 番 号 丁目 番 号 番地

電話番号(市区外) 市区外 市区内

Eメール(フリガナ) フリガナ

本人記入欄

生年月日 年 月 日

性別 男 女

住所(〒) 市区町村 番 号 丁目 番 号 番地

電話番号(市区外) 市区外 市区内

Eメール(フリガナ) フリガナ

学校使用欄

★記入上の注意事項について★

「注」を必ず読んで記入してください。正確に記入し、正しく書き加えられた状態で記入してください。また、「姓上」「名」などの欄上記入は不可です。

①～③のいずれかを選択してください。(正確に記入)

④～⑥のいずれかを選択してください。(正確に記入)

⑦～⑨のいずれかを選択してください。(正確に記入)

⑩～⑫のいずれかを選択してください。(正確に記入)

⑬～⑭のいずれかを選択してください。(正確に記入)

⑮～⑯のいずれかを選択してください。(正確に記入)

⑰～⑱のいずれかを選択してください。(正確に記入)

⑲～⑳のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉑～㉒のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉓～㉔のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉕～㉖のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉗～㉘のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉙～㉚のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉛～㉜のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉝～㉞のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉟～㊱のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㊲～㊳のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㊴～㊵のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㊶～㊷のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㊸～㊹のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㊺～㊻のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㊼～㊽のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㊾～㊿のいずれかを選択してください。(正確に記入)

①～③のいずれかを選択してください。(正確に記入)

④～⑥のいずれかを選択してください。(正確に記入)

⑦～⑨のいずれかを選択してください。(正確に記入)

⑩～⑫のいずれかを選択してください。(正確に記入)

⑬～⑭のいずれかを選択してください。(正確に記入)

⑮～⑯のいずれかを選択してください。(正確に記入)

⑰～⑱のいずれかを選択してください。(正確に記入)

⑲～⑳のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉑～㉒のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉓～㉔のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉕～㉖のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉗～㉘のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉙～㉚のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉛～㉜のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉝～㉞のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㉟～㊱のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㊲～㊳のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㊴～㊵のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㊶～㊷のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㊸～㊹のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㊺～㊻のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㊼～㊽のいずれかを選択してください。(正確に記入)

㊾～㊿のいずれかを選択してください。(正確に記入)

※申込書C票の「希望する奨学金の種類」の記入については、次のページをご覧ください。

申込書 B面の記入について

必ず、いずれかひとつに
✓してください。
複数✓は不可です。

注) 別紙

希望する奨学金の種類

① 希望する奨学金の種類にチェック「✓」してください。(複数✓不可)
② ①・②の方は同意欄にも「✓」をしてください。

奨学金の種類	<input type="checkbox"/> ① 入学時増額奨学資金と奨学資金の両方	<input type="checkbox"/> <同意欄>	<small>入学時増額奨学資金借入手続き時期の確定等のために、志望校決定時期に志願方法(専願・併願等)の情報を学校を通じて大阪府育英会に提供します。</small>
	<input type="checkbox"/> ② 入学時増額奨学資金のみ	<input type="checkbox"/> 右記内容に同意します	
	<input type="checkbox"/> ③ 奨学資金のみ		

① または ② に ✓ がある場合は、
こちらにも ✓ が必要です。

※入学時増額奨学資金の貸付にかかる申込みは、今回の募集に限ります。

高等学校等への進学に際し経済的な不安を持たれている方は、
「①入学時増額奨学資金と奨学金の両方」をお申込みください。

Ⅱ. 申込書 **C** 票に次のいずれかがのり付けされているか、確認をお願いします。

次のページ以降を参照し、提出漏れがないようにしてください。

・申込書 **C**

C	<p>次の1・2・3の書類を、ここにのり付けしてください。</p> <p>1. 収入に関する証明書（コピー可） ※コピーを提出する場合は、氏名や年度がゆれないように全体をコピーしてください！</p> <p>2. 生徒本人及び保護者の住民票 (原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの) ※裏面の「住民票提出における注意事項」を必ず読んでください。</p> <p>3. 生徒本人名義の指定銀行の通帳またはキャッシュカード等のコピー</p> <p style="text-align: center;">証明書等の上部を上にして、表向きに貼ってください。 (2枚以上の場合は、重ねてのり付けしてください。)</p> <p style="text-align: center;">～ 収入に関する証明書について ～</p> <p>※『課税証明書』の場合は、必ず「課税標準額(課税総所得金額)」上、「調整控除額」が記載されたものを提出してください。</p> <p>※『特別徴収税額の決定・変更通知書』の場合、「調整控除額」は、「税額控除額」にきまれた形で記載されます。「調整控除額」確認のため、追加で「調整控除額」の記載がある『課税証明書』の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。</p>
保護者の職業形態	申 込 に 必 要 な 書 類
1 給与収入の方 (サラリーマンなど)	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 給与所得等にかかる市(町村)民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) (*) 5月下旬から6月上旬に、勤務先から交付されたものです。非課税の方についても、交付されています。
2 給与収入以外の方 (自営業者など)	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 市(町村)民税・府民税 納付通知書兼税額決定(充当)通知書 (*) 6月中に市町村の税務担当課から送付されたものです。お住まいの地域により、非課税の方には送付されていない場合があります。
3 上の1及び2の証明書が提出できない方 ・住民税が非課税の方	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 市(町村)民税・府民税 納付通知書 (*) 市区町村の窓口で交付をうけてください。(市区町村により証明書の名称が異なります。)
4 生活保護世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給(適用)証明書 (当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの) (*) 住所地の市区町村福祉事務所で交付を受けてください。 注) 証明書には、生徒氏名および保護者(父母等)氏名の記載が必要です。
注1)	源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書等は、証明書として使用できません。
注2)	保護者全員の証明書を提出してください。 ただし、上の1～3の証明書において、扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に次の記号等が表示されている場合は、配偶者の証明書は不要です。 ～ 「*」・「★」・「1」・「有」 ～
注3)	上記 1、2 の両方の収入がある方は、両方の証明書を提出してください。
※ 下記事情に該当する場合は、上記証明書に加えて、以下の書類が必要です。	
事 情 内 容	必 要 書 類 等
■ ひとり親家庭の場合 上記 1～3 の証明において、本人該当区分の書端・ひとり親欄に*印・★印等が表示されていない場合	<ul style="list-style-type: none"> 『ひとり親家庭医療証』のコピー 又は 継続を表示した世帯全員の住民票の原本
■ 海外勤務などで、住民税が非課税の場合	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年中の給与支払証明書(育英会指定の様式)
■ 解雇等による失業・転職、その他著しい収入減が見込まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> 申込時から1年以内に交付された『雇用保険受給資格者証』又は『離職票(証明書)』のコピー ・退職日までの源泉徴収票 ・今年の収入見込み証明書等

《必要書類》

①保護者の収入に関する証明書等

②生徒本人および保護者の住民票

③生徒本人の通帳のコピー

④その他の書類

・「ひとり親家庭医療証」のコピー

・事情書 など

II. 申込書 **c** 票に必要な書類がすべてのり付けされているか。

①保護者の収入に関する証明書等 注）氏名の部分が切れないようにコピーしてください。

次のいずれかを必ずのり付けしてください！

※令和5年度（直近）のもので、保護者全員分※

但し、1～3の証明書において扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に次の記号が記載されている場合は、配偶者の証明書は不要です。 ～「*」・「★」・「1」・「有」～

保護者の職業形態		申 込 に 必 要 な 書 類
1	給与収入の方 (サラリーマンなど)	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 給与所得等にかかる市(町村)民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) (*) 5月下旬から6月上旬に、勤務先から交付されたものです。 非課税の方についても、交付されています。
2	給与収入以外の方 (自営業者など)	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 市(町村)民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書 (*) 6月中に市町村の税務担当課から送付されたものです。 お住まいの地域により、非課税の方には送付されていない場合があります。
3	<ul style="list-style-type: none"> 上の1及び2の証明書が提出できない方 住民税が非課税等の方 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 市(町村)民税・府民税課税証明書 (*) 市区町村の窓口で交付をうけてください。 (市区町村により証明書の名称が異なります。)
4	生活保護世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給(適用)証明書(当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの) (*) 住所地の市区町村福祉事務所等で交付を受けてください。 <u>注) 証明書には、生徒及び保護者(父母等)の氏名の記載が必要です。</u>

※ 源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書等は、証明書として使用できません。

※ 上記1、2の両方の収入がある方は、両方の証明書が必要です。

① 保護者の収入に関する証明書等

次の事情に該当する場合は、収入に関する証明書に加えて次の書類が必要です。

事 情 内 容	必 要 書 類
■ ひとり親家庭の場合 収入に関する証明書でひとり親が確認できない場合（本人該当区分の <u>寡婦・ひとり親欄</u> に*印や★印等が表示されていない場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・『ひとり親家庭医療証』のコピー 又は ・<u>続柄を表示した世帯全員の住民票の原本</u>
■ 海外勤務などで、住民税が非課税の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年中の給与支払証明書（育英会所定の様式）
■ 解雇等による失職・転職、 その他著しい収入減が見込まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時から1年以内に交付された『雇用保険受給資格者証』又は『離職票（証明書）』のコピー ・退職日までの源泉徴収票 ・今年の収入見込証明書等

ひとり親家庭（母子・父子世帯）の提出書類不備が多く見られます！

ひとり親家庭の場合は、『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄に記号があるか（次ページ以降参照）、ない場合は『ひとり親家庭医療証』のコピー、又は『続柄が表示されている世帯全員の住民票の原本』の提出が必要です。

『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄

1. 給与収入の方（サラリーマンなど）

- 給与所得にかかる市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（見本） [大阪市の例]

令和 年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 (所得金額控除後の額)	主たる給与 以外の合計 所得区分	課税 標準	所得区分 山林所得 分離短期課税 分離長期課税 株式等の譲渡 土地建物等の取引	税額控除額 所得割額 均等割額 特別徴収税額 控除不足額 既充当額 既納付額 変更前税額 増減額 変更月	納付額 6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分	受給者番号 氏名 住所 指定番号 宛名番号
----	---------------------	------------------------	----------	--	---	--	-----------------------------------

令和 年 5 月 日 大阪市長

問合せ先：大阪府 06000 市税課 06000 市民税グループ 電話 (06) 06000-0000

扶養親族等該当区分					本人該当区分					繰越 損失						
同一生計 配偶者	一般 控配	老人 控配	特定 扶養	同居 老親等 扶養	老人 扶養	16歳 未満	一般 扶養	同居 特別障 がい	特別 障がい		普通 障がい	未 成年 者	特別 障がい	普通 障がい	寡 婦	ひ と り 親

ここに「*」印や「★」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄

2. 給与収入以外の方（自営業者など）

- 納税通知書兼税額（充当）通知書（見本） [大阪市の例]

令和 年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定（充当）通知書

この通知書は、令和 3 年度 市民税・府民税課税明細書(その1) 様 (その1)

各種損失の繰越控除額

種類	繰越損失額	扶養親族等該当区分		本人該当区分	
		特定扶養	同居老親等扶養	老人扶養	16歳未満一般扶養

所得控除額の内訳

所得控除区分	所得控除額
社会保険料	
小規模企業共済	
生命保険料	
地震保険料	
基礎・ひとり親等	
障害者	
配偶者	
扶養親族	
基礎控除	
合計	

特別控除額

課税標準額(課税所得金額)	市民税	府民税

算出所得控除額

所得区分	所得金額	所得控除額	課税標準額	市民税	府民税
営業等					
農林業					
不動産					
給与・配当					
(給与収入)					
(公的年金等収入)					
雑所得					
(損益通算前)					
譲渡・一時所得					
総所得金額					
短期譲渡					
長期譲渡					
優待					
居住用					
株式等一般					
株主優待					
の上場株式等の配当等					
先物取引					
山林					
譲渡					
雑					
算出所得控除額(合計)					

扶養親族・同一生計配偶者・本人該当の区分

扶養親族等該当区分						本人該当区分	
同一生計配偶者	一般控配	老人控配	特定扶養	同居老親等扶養	老人扶養	16歳未満一般扶養	特別障害がい

ここに「*」印や「★」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

該当する区分欄に*または人数を記載しています。

『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄

3. 前記1及び2の証明書が提出できない方、住民税が非課税の方

・市民税・府民税証明書（見本） [大阪市の例]

令和 年度市民税・府民税証明書
(令和 年中の所得証明書)

住所			
納税義務者	令和3年1月1日現在住所(所在地)		
氏名			
市民税・府民税額(円)	課税標準額	所得割額	均等割額
区分	市民税	府民税	
所得金額(円)			
所得控除額(円)			
社会保険料	寡婦・寡夫・ひとり親	勤労学生	基礎控除
小規模共済等掛金	勤労学生	障害がい	医療
生命保険料	障害がい	配偶者・扶養	合計
地震保険料	配偶者・扶養	合計	
税額控除額(円)	市民税	府民税	区分
調整控除	寄附金税額控除	府民税	
配当控除	所得割調整額・外国税額控除		
住宅借入金等特別控除	配当割額・株式等譲渡所得割額控除		
同一生計配偶者	扶養親族	特定老人(内同居)	16歳未満その他(配偶者除く)
合計(本人除く)	合計(本人除く)	合計(本人除く)	合計(本人除く)
特別障がい者(内同居)	その他障がい者	合計(本人除く)	合計(本人除く)
人()	人()	人()	人()
(備考)			
(参考) 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額及び税額控除額(※この項目は証明書の提出先において使用する場合があります。)			
区分	市民税	府民税	区分
調整控除	所得割額	均等割額	税額
配当控除	所得割調整額	外国税額控除等	年税額
住宅借入金等特別控除	配当割額	株式等譲渡所得割額控除	

上記のとおり相違ないことを証明します。
税証第 *** - **** 号
令和 年 月 日

大阪市長 印

本人該当	特別障がい	その他障がい	寡婦	特別寡婦	寡夫	ひとり親	勤労学生
------	-------	--------	----	------	----	------	------

ここに「*」印や「○」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

市区町村により表示方法が異なります。『所得控除の内訳』欄に「寡婦」などの文言と併せて金額(260,000円など)が表示されている場合などがあります。

② 生徒本人及び保護者の住民票

以下の点の確認をお願いします。

「ひとり親家庭」の証明書類を兼ねている場合は、**続柄表示がある世帯全員の住民票が必要**です。

保護者が外国籍の方の場合、「**在留資格**」の表示が必要です。

但し、「**在留カード**」又は「**特別永住者証明書（カード）**」のコピーが添付されている場合は、非表示でも結構です。

なお、**申込資格がある在留資格は以下のみ**となります。

- ・永住者
- ・日本人の配偶者等
- ・永住者の配偶者等
- ・定住者（※）

（※）将来日本に永住する意思確認のための『**誓約書**』の提出が必要です。所定の様式がありますので、ダウンロードしてください。

個人番号（マイナンバー）が表示されているものは、**受付できません。**

複数枚綴りの住民票は、**全ての提出が必要です。**解かれて一部のみが提出されている場合は、**受付できません。**

当会に提出する日から**3ヶ月以内**に発行された**原本**が必要です。

住 民 票	
大阪市〇〇区	
住 所	〇〇区〇〇町1丁目2番3号
世帯主	奨学 太郎
氏 名	奨学 太郎
生年月日	平成〇年4月10日
性 別	♂ 続柄 世帯主
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
籍 記 載 省 略	個人番号 記載 省略
筆頭者	記載 省略
前住所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
編 考	平成〇年〇月〇日 届出
氏 名	SHOGAN HANAKO ELIZABETH
通 称	奨学 花子 エリザベス
生年月日	1977年1月1日
性 別	♀ 続柄 妻
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
国籍・地域	外国
在留資格	第30条の4に該当する区分：中長期在留者
在留期間等	5年
前住所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
編 考	平成〇年〇月〇日 届出
氏 名	奨学 希望
生年月日	平成18年8月10日
性 別	♀ 続柄 子
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
籍 記 載 省 略	個人番号 記載 省略
筆頭者	記載 省略
前住所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
編 考	平成〇年〇月〇日 届出
氏 名	
生年月日	
性 別	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆頭者	
前住所	
編 考	

この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

292609-〇〇-〇〇JK AFD2016-0123

令和〇年〇月〇日

大阪市〇〇区長 大阪 太郎

電子公印

③ 生徒本人の通帳のコピー

生徒本人名義の通帳のコピーがのり付けされているか、確認をお願いします。

通帳がないタイプの口座の場合、キャッシュカードのコピーやインターネットバンキングログイン後に各銀行が用意している「通帳表紙イメージ」や「口座番号連絡書」などをプリントアウトしたもので結構です。

ゆうちょ銀行（通常貯金）の場合

※ 送金機能がないと振込できません！

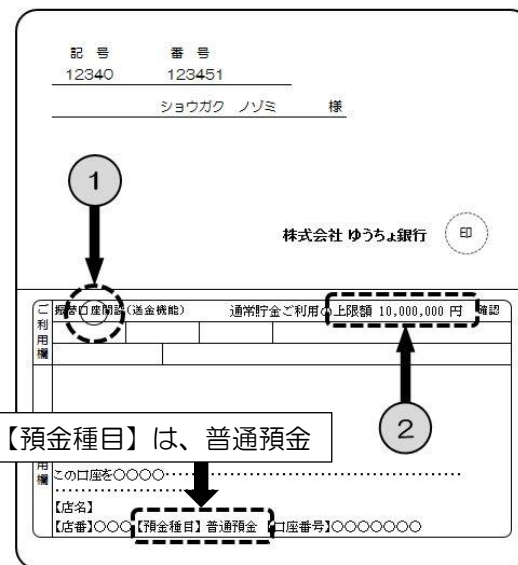
① または ② があれば送金機能があります。

- ① 振替口座開設に「○」印がある
- ② 上限額に金額の印字がある

どちらもない場合は、ゆうちょ銀行に問い合わせが必要です！



＜このページをコピー＞



記号 番号
12340 123451
ショウガク ノゾミ 様

株式会社 ゆうちょ銀行 印

振替口座開設(送金機能) 通常貯金ご利用の上限額 10,000,000 円 確認

この口座を〇〇〇〇………

【店名】
【店番】〇〇〇 【預金種目】普通預金 【口座番号】〇〇〇〇〇〇〇〇

その他の銀行の場合

△下記銀行以外は不可

- 三菱UFJ銀行
- 三井住友銀行
- りそな銀行
- 関西みらい銀行
- 池田泉州銀行

普通預金
(総合口座)

の

- 口座名義人
- 支店名
- 支店番号
- 口座番号

が記載されているページ（通帳表紙の次のページ）のコピーを提出

④ その他の書類

「ひとり親家庭医療証」のコピーや事情書など

ひとり親家庭確認用の『医療証』のコピーや特別な事情がある場合の『事情書』、『関係書類』など、忘れずにのり付けしてください。

なお、『Q&A一覧』によくある質問や特別な事情がある場合の必要書類の例を記載しておりますので、参考にしてください。

ご不明な点があれば、育英会までご連絡ください。

・ひとり親家庭医療証

・Q&A一覧

この証は、大阪府以外では使えません。(裏面あり)

ひとり親家庭医療証	
父・母又は養育者	534-**** 大阪市〇〇区 〇〇町1丁目2番3号
氏名	奨 〇〇
有効期間	令和02年11月01日から 令和03年10月31日まで
発行機関名及び印	大阪市長 〇〇区保健福祉センター 保健福祉課 
交付年月日	令和 年 月 日

この証明書は、大阪府以外では使えません。(裏面あり)


交付申請番号	8 2 2 7 4 1 2 3
受給者	父・母又は養育者名 *****
給	受給者番号 * * * * *
者	児童名 奨学 〇〇 平成18年08月01日
	受給者番号 0 3 2 1 0 9 8

ひとり親家庭医療証

食事・生活療養標準負担額助成証明書

有効期間 医療証記載のとおり

医療証記載の受給者は、大阪市ひとり親家庭医療費助成規程に基づき、入院時食事療養及び入院時生活療養にかかる標準負担額(食事の提供にかかるとに限る。)の助成資格を有することを証明する。

大阪市長 

Q & A 一 覧

① Q1 (申請日・届出) 医療証が申請日より、住所変更が反映されていない場合は、届出が必要ですか?
A: 申請日(届出日)が、住所変更が反映されている場合は、届出は不要です。申請日(届出日)が、住所変更が反映されていない場合は、届出が必要です。

② Q2 (申請日・届出) 申請者が死亡している場合は、届出が必要ですか?
A: 申請者が死亡している場合は、届出が必要です。

③ Q3 (申請日・届出) 申請者が死亡している場合は、届出が必要ですか?
A: 申請者が死亡している場合は、届出が必要です。

④ Q4 (申請日・届出) 申請者が死亡している場合は、届出が必要ですか?
A: 申請者が死亡している場合は、届出が必要です。

⑤ Q5 (申請日・届出) 申請者が死亡している場合は、届出が必要ですか?
A: 申請者が死亡している場合は、届出が必要です。

⑥ Q6 (申請日・届出) 申請者が死亡している場合は、届出が必要ですか?
A: 申請者が死亡している場合は、届出が必要です。

⑦ Q7 (申請日・届出) 申請者が死亡している場合は、届出が必要ですか?
A: 申請者が死亡している場合は、届出が必要です。

⑧ Q8 (申請日・届出) 申請者が死亡している場合は、届出が必要ですか?
A: 申請者が死亡している場合は、届出が必要です。

⑨ Q9 (申請日・届出) 申請者が死亡している場合は、届出が必要ですか?
A: 申請者が死亡している場合は、届出が必要です。

⑩ Q10 (申請日・届出) 申請者が死亡している場合は、届出が必要ですか?
A: 申請者が死亡している場合は、届出が必要です。

12月上旬に学校を通じて『予約奨学生貸付予定者決定通知書』を交付します。

大阪府育英会予約奨学生貸付予定者決定通知書

受付番号
氏名
学級名

公益財団法人大阪府育英会
理事長 橋田 剛司
(公 印 書 帳)

あなたは、令和5年度大阪府育英会予約奨学生貸付予定者として下記のとおり決定しました。
ただし、奨学金（入学時増額奨学金・奨学資金）の貸付を受けるには、借入手続きが必要です。
手続きをしない場合は、辞退したものとみなされ、貸付を受けることができなくなります。
なお、借入手続き書類は、令和5年1月下旬に学校を通じてお渡しします。

・奨学費金は、国立・私立のどちらの学校へ進学した場合も貸付できます。
・入学時増額奨学金金は、国立・私立のどちらの学校へ進学する場合は、5万円、私立学校へ進学する場合は、2.5万円（通称奨学費金は、1.5万円）を上記に貸付できます。

【奨学金（入学時増額奨学金・奨学資金）の借入手続きについて】

1. 入学時増額奨学金の借入手続き（中等教育学校の修業課程は貸付対象外です）

●手続き期間（提出時期） 専修（私立）の場合：令和5年2月 6日（月）～2月22日（水）まで（必着）
併修・国立の場合：令和5年2月27日（月）～3月29日（水）まで（必着）

提出書類	①入学時増額奨学金借付証書（学校を通じてお渡しします。） ②返済保証人の印鑑登録証明書（※） ③合格を証する書類（合格通知書等のコピー）
届出先	公益財団法人 大阪府育英会 採用貸付課

2. 奨学資金の借入手続き

●手続き期間（提出時期） 令和5年4月上旬

提出書類	①進学証（学校を通じてお渡しします。） ②奨学資金借付証書（学校を通じてお渡しします。） ③返済保証人の印鑑登録証明書（※）
届出先	進学先の学校

（※）原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものを送付してください。

【問い合わせ先】
公益財団法人 大阪府育英会 採用貸付課
〒534-0026 大阪市都島区綱島町6番20号 大阪私学会館2階
TEL: 06-6357-6272 FAX: 06-6358-3053
業務時間 平日 9:00-17:30

※昨年度の予約奨学生募集時のものです。書式等を変更する場合があります。

入学時増額奨学資金

【入学校確定後】

2月上旬
）
3月下旬

● 『借入手続き書類』提出

- ・ 入学時増額奨学資金借用証書
- ・ 連帯保証人の印鑑登録証明書
- ・ 合格通知書又は合格証明書（コピー可）

※ 提出がない場合は
辞退とみなします。

申込者
(生徒本人)

▲ 育英会へ直接郵送

育英会

受付後、概ね10日以内

【貸付】

生徒本人の口座

生徒本人の口座に振込

育英会

奨学資金

【進学後】

～4月上旬
〔進学先高校等が
定めた期限まで〕

- 『借入手続き書類』 提出
 - ・ 進学届
 - ・ 奨学資金借用証書
 - ・ 連帯保証人の印鑑登録証明書

※ 提出がない場合は
辞退とみなします。



5月下旬

- 『本採用通知』 交付



【貸付】
5月30日



申込後、借入手続きまでに氏名や住所等の変更などがある場合は、所定の手続きを行ってください。

氏名・住所の変更

学校を通じて、「変更届」を提出してください。様式は問いません。

なお、**生徒の氏名の変更がある場合は、必ず氏名変更後の通帳のコピーも提出してください。**(提出がない場合、送金できません)

<記入内容>

- | | | |
|---------|---------|-------|
| ・変更前の内容 | ・変更後の内容 | ・変更理由 |
| ・記入日 | ・記入者(印) | ・生徒氏名 |

※提出時期によっては、1月下旬に送付する借入手続き書類の印字氏名の変更が間に合わないことがあります。貸付書類はそのまま使用できます。

辞 退

学校を通じて、「辞退届」を提出してください。様式は問いません。
必ず、署名・捺印をしてください。

※「借入手続き書類」同府後に辞退される場合は、**手続き書類を提出しなければ、自動的に辞退したものとみなします**ので、「辞退届」は不要です。

奨学金の返還は、卒業後（貸付終了後）6ヶ月を経た10月から開始となります。毎月定められた金額を借用人（生徒本人）の預貯金口座から口座振替（自動引落とし）により返還していただきます。

※卒業以外の事由で1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合は、その年の10月から返還開始となります。

口座振替日 (返還期日)	返還方法	振替日
	月払い	27日

- ◎ 口座振替日の前日までに、預貯金口座へ返還金を入金してください。
- ◎ 口座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。

経済的な理由などにより、約束どおりも返還が困難となった場合は、必ず育英会まで連絡してください。

連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対して滞納期間に応じ年率8.9%の延滞金が課されます。

また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。

返還月額・返還例

1. 入学時増額奨学資金のみを借りた場合の返還月額・・・4,000円

借用金額 50,000円														単位：円	
年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計	
初年度	-	-	-	-	-	-	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	24,000	24,000	
2年目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000		-	-	-	-	26,000	50,000	

借用金額 250,000円														単位：円	
年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計	
初年度	-	-	-	-	-	-	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	24,000	24,000	
2年目 ～5年目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	192,000	216,000	
最終年度	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	-	-	-	34,000	250,000	

2. 奨学資金のみを借りた場合の返還月額

借用金額		返還月額
144万円以下		8,000円
144万円超え	162万円以下	9,000円
162万円超え	180万円以下	10,000円
以降、借用金額が18万円増えるごとに月額1,000円を加算		

借用金額 300,000円														単位：円	
年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計	
初年度	-	-	-	-	-	-	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	48,000	48,000	
2年目 ～3年目	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	192,000	240,000	
最終年度	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	4,000	-	-	-	-	60,000	300,000	

返還月額・返還例

3. 入学時増額奨学資金と奨学金を併せて借りた場合の返還月額

借 用 金 額		返還月額	定期増額型（6・12月に増額）	
			通常月	増額月
180万円以下		10,000円	8,000円	20,000円
180万円超え	198万円以下	13,000円	11,000円	23,000円
198万円超え	216万円以下	14,000円	12,000円	24,000円

以降、借入金額が18万円増えるごとに月額1,000円を加算

借入金額 350,000円 単位：円

年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
初年度	-	-	-	-	-	-	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000	60,000
2年目 ～3年目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	240,000	300,000
最終年度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	-	-	-	-	-	-	-	50,000	350,000

借入金額 550,000円 単位：円

年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
初年度	-	-	-	-	-	-	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000	60,000
2年目 ～5年目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	480,000	540,000
最終年度	10,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000	550,000

借入金額 550,000円 単位：円

年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
初年度	-	-	-	-	-	-	8,000	8,000	20,000	8,000	8,000	8,000	60,000	60,000
2年目 ～5年目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	480,000	540,000
最終年度	10,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000	550,000

★★★大阪府育英会のお知らせや最新情報は、ホームページをご覧ください★★★

★奨学金の返還支援制度(代理返還制度)を導入しました!!

制度の概要は大阪府育英会ホームページをご覧ください! ➡

